

熊谷市建築物耐震改修促進計画（案）に対する意見及び市の考え方

1 意見募集期間

令和8年2月20日（金曜日）から令和8年3月19日（木曜日）まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

提出者数 2名

意見の件数 15件

3 意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
計画推進体制	<p>今回の計画案は PDCA 設計がありません。現状は、実質「進捗報告のみ」で、外部評価がないのでは？もし外部評価があり PDCA 設計の基で運営されているなら、しっかりと報告、市民に説明したら良いです。</p> <p>下記のように PDCA 設計を取り入れること改善提案します。</p> <p>Plan：数値KPI+年次予算 Do：施工+補助 Check：毎年第三者評価（大学、建築士会） Act：補助率、施策内容の即時修正</p>	<p>計画の設計に関し、貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>PDCA 設計を取り入れた本計画を基本とした目標設定、取組内容及び実績を示したもの（以下、アクションプログラムという。）を別途策定してまいります。また、その旨、本計画に記載いたします。</p> <p>外部評価についても現在実施はしておりませんが、導入の可否について研究してまいります。</p>
全体目標設定章（耐震化率向上目標） P9～	<p>KPI（成果指標）が不十分です。</p> <p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「耐震化率〇%」のみ 2. 年次進捗目標なし 3. 建物種別（住宅、病院、商業施設等）の分解なし <p>改善提案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 分類（木造住宅、マンション、医療施設、商業施設） 2. 現状（%） 3. 5年後目標（%） 4. 年次 KPI（+～%/年） 	<p>貴重な御意見ありがとうございます。目標設定等については、アクションプログラムにて別途定めてまいります。</p> <p>なお、「年次 KPI」に関して、住宅の耐震化率は 5 年ごとの国の統計調査（住宅・土地統計調査）に基づき算定しており、年次ごとの耐震化率を正確に把握することは困難なため、計画期間の 5 年間に目標耐震化率を設定しております。</p> <p>また、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路沿道建築物のような比較的規模の大きな建築物の耐震化は、計画、診断及び改修工事完了までのスパンが複数年かかることから目標設定期間を本計画の期間と同様の 5 年としております。</p>

<p>第2章1(1)「住宅の耐震化」表3 P9</p> <p>第2章2「本計画における耐震化の目標」表9 P15</p>	<p>住宅の目標について、「耐震化率 95%」だけでなく、令和17(2035)年までを見据えた工程と、耐震性が不十分な住宅の削減戸数目標を併記してください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。国の基本方針が示されており、住宅の耐震化率は、令和17(2035)年までに「おおむね解消」することを目標としています。熊谷市も同様の方針ですので、追加記載いたします。</p> <p>なお、住宅の戸数による目標設定については、市民がより具体的に認識しやすくなるという利点があると思いますが、耐震化率の算定は、昭和56(1981)年6月1日以降の新耐震基準の住宅（新築住宅の増加数）にも左右されることから、耐震性が不十分な建築物の削減戸数目標を設定しづらい性格があり記載をしております。</p>
<p>公共施設耐震化計画部分 P12～</p>	<p>下記2点を考慮した老朽公共建築物の中長期を見据えた維持管理戦略が欠如しているのでは？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建替、補強、廃止の判断基準が明示されていない 2. 延命工事による財政浪費リスクが明示されていない。 <p>例えば、1. 築年と2. 方針を以下のように明記すべきだと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①築年:～30年 方針:維持管理 ②築年:30～50年 方針:耐震+省エネ改修 ③築年:50年以上 方針:建替 or 廃止 	<p>御意見ありがとうございます。各公共建築物についての建替え、改修、廃止、費用対効果又は今後の方針等の判断基準は、建築物の築年数、耐震診断結果、利用状況及び別施設の計画との関連性から、施設管理をする所管課を主体として個別に判断をしていることから、本計画への記載はしておりません。</p> <p>この点につきましては各施設を管理する所管課と、耐震化の方針について引き続き協議を行ってまいります。</p>
<p>第2章1(3)ア「市有建築物」表7 P13</p> <p>第3章2(3)イ「公共建築物の対策」P22</p>	<p>市有の多数の者が利用する建築物について、耐震性が未確保の建築物については、施設名、用途、避難所や災害対応拠点との関係、改修・建替え・廃止の方針、完了予定年度を別表などで明記してください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。御指摘の多数の者が利用する建築物は、耐震診断義務化建築物のように法に基づき公表することとされていないため、施設名は記載しておりません。</p> <p>なお、該当する施設については、地震時における避難所又は災害拠点にはなっておりません。</p>

<p>第2章 1(3)イ「民間建築物」表8 P14 第2章 2「本計画における耐震化の目標」表9 P15</p>	<p>民間の多数の者が利用する建築物について、「おおむね解消」という表現だけでなく、用途別・年度別・件数ベースの目標を明記してください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。目標設定等については、アクションプログラムにて別途定めてまいります。</p> <p>なお、民間の多数の者が利用する建築物のような比較的規模の大きな建築物の耐震化は、計画、診断及び改修工事完了までの期間が複数年かかることから目標設定期間を本計画の期間と同様の5年としております。</p>
<p>財政計画、補助金制度説明部分 P16～</p>	<p>問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税金を何円使い、何円の被害を防げるのか不明 2. 税金投入の正当性を市民に説明できない <p>費用対効果モデルを提示すべきです。</p>	<p>御意見ありがとうございます。補助金の利用実績は、透明性を確保するうえで重要と考えますので、別途ホームページで公表する方向で調整してまいります。</p> <p>また、地震による建築物の被害損額は、地震の規模・建物構造・立地等の複合的な要因によって大きく異なり、算定は困難と考えております。</p> <p>税金投入に関しましては、耐震化による主な便益は「人命の保護」や「生活の継続」等であり、必要性は十分にあると考えております。</p>
<p>補助金制度設計 P16～</p>	<p>見落としがちな社会的公平性と財源効率最大化を最大限考慮、設定すべきと考えるため、問題点が下記2点あります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所得制限なし 所得層ごとに補助率を分けて設定することを提案します。 2. 効果薄い小額補助 →行動変容しない 	<p>御意見ありがとうございます。所得制限についてですが、耐震化は、市民の生命・財産を守るという観点から、所得水準にかかわらず広く促進すべき施策と考えており、多くの方に補助金を活用いただけるような制度としており、所得制限を設けておりません。</p> <p>次に、小額補助についてですが、住宅全体の改修が経済的に困難な世帯があるため、耐震シェルターや防災ベッドの設置に要する費用の一部の補助を行っております。</p> <p>また、本市では令和7(2025)年度から木造住宅耐震診断及び改修工事の補助金の増額を行いました。補助制度の拡充により、これまで費用負担を理由に耐震化に踏み切れなかった世帯を含め、より多くの方に補助制度を活用いただけるよう取り組んでまいります。</p>

<p>第3章1「耐震化の促進に向けた取組方針」、第3章2(1)ア「各種支援の実施」 P16</p> <p>第3章2(4)「高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度」 P23</p>	<p>高齢者世帯、低所得世帯、障害のある方を含む世帯など、自力で耐震化を進めにくい世帯への重点支援を明記してください。あわせて、加算補助、訪問型相談、申請手続支援なども検討してください。</p> <p>命を守る計画である以上、費用や手続の負担が大きい世帯ほど支援を厚くする視点が必要と考えます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。高齢者又は障害のある方を含む世帯への訪問型相談、申請手続支援については、対応可能と考えますので記載いたします。</p> <p>また、住宅全体の改修が経済的に困難な世帯もあるため、耐震シェルターや防災ベッドの設置に要する費用の一部の補助を行っております。</p> <p>これまで費用負担や窓口に申請に行けないことを理由に耐震化に踏み切れなかった世帯を含め、より多くの方に補助制度を活用いただけるよう引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>第3章2(2)「緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組」表10、図2 P17～20</p>	<p>義務付け路線だけでなく、市内の一次特定・一次・二次の緊急輸送道路全体について、閉塞のおそれのある建築物の件数、優先順位、対策工程を公表してください。</p> <p>計画では、熊谷市内の義務付け路線は国道17号バイパスのみで、対象建築物は0件とされています。一方で、表10と図2では市内に多くの緊急輸送道路が位置付けられています。災害時の道路機能確保という観点からは、義務付け路線以外も含めた全体像を示すことが必要と考えます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。特に重要となっているのは、計画に記載の義務付け路線として指定された「17号バイパス」及び埼玉県が指定した「重点23路線」であり、本計画に表示を加えます。</p> <p>本計画に記載の緊急輸送道路は優先的に耐震化が必要であるため支援制度として補助を設けております。その中でも埼玉県が指定した「重点23路線」については重要な路線と位置付け支援制度の拡充を行っております。</p> <p>件数の公表ですが、義務付け路線の対象建築物のように法に基づき公表することとされていないため、記載しておりません。</p> <p>今後も引き続き、緊急輸送道路閉塞のおそれのある建築物所有者等に耐震化の働きかけを行い、緊急輸送道路の確保に努めてまいります。</p> <p>対策工程等については、アクションプログラムにて別途定めてまいります。</p>

<p>第3章2(4)「新耐震基準の木造住宅への対応」 P22</p>	<p>平成12(2000)年5月31日以前に建築された新耐震基準の木造住宅について、熊本地震と能登半島地震において倒壊等の被害が確認されたとされていますので、無料簡易耐震診断の実施だけでなく、対象件数の把握、受診目標、改修支援の方針を明記してください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。目標設定等については、アクションプログラムにて別途定めてまいります。本市における現状として、昭和56(1981)年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震化の進捗が十分とは言えない状況にあります。</p> <p>旧耐震基準の木造住宅は倒壊リスクが特に高く、人命への影響が最も大きいことから、まずは旧耐震基準の木造住宅の耐震化を優先課題として取り組むことを考えております。</p> <p>今後、まずは昭和56(1981)年6月1日以降平成12(2000)年5月31日以前に建築された木造住宅の件数について、把握してまいります。</p>
<p>第3章2(4)「ブロック塀の安全対策」 P24</p>	<p>避難路沿道等のブロック塀について、学校、保育施設、避難所周辺を優先した実態把握と、年度別の撤去・改善目標を明記してください。</p> <p>計画では、避難路や避難路沿道等を重点対象として位置付け、補助制度による支援も示しています。ブロック塀対策は、比較的短期間で人的被害の低減につなげやすい対策であり、優先順位と数値目標を明確にした方が、効果が見えやすくなると考えます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。目標設定等については、アクションプログラムにて別途定めてまいります。</p> <p>なお、学校・保育施設・避難所周辺や避難路沿道における危険なブロック塀の実態把握については、対象となる範囲は市内の広域わたることから、実態の把握は容易ではなく、市内パトロール、市民からの相談、通報又は補助申請の受付等を通じて危険箇所の把握に努めている状況です。</p> <p>また、ブロック塀撤去及び生け垣設置費用の一部補助を実施しており、前述のとおり、避難路は市内広域にわたることから、多くの方に補助金を活用いただき、安全性の向上を図ってまいります。</p>

<p>第1章3「計画の期間」、第4章「計画を推進するための体制」P7、P28～29</p>	<p>進捗確認を「定期的に」ではなく、毎年度の公表事項として計画に明記してください。少なくとも、相談件数、耐震診断件数、改修件数、補助利用件数、耐震性不足の減少件数は公表してください。</p>	<p>御意見ありがとうございます。補助金利用の促進につながると考えられますので、各種補助金利用件数については、別途ホームページで公表する方向で調整してまいります。</p> <p>なお、減少数について、住宅においては5年ごとの国の統計調査（住宅・土地統計調査）に基づき推計しており、年度毎の算定は困難となっています。</p>
<p>経営計画、財政計画</p>	<p>他市の先進事例を積極的に導入することも必要と思います。</p> <p>例えば、金融機関連携型耐震ローン、工務店登録制度等の導入により、市民の行動変容を促進可能です。</p>	<p>御意見ありがとうございます。当市においては、記載のあるとおり県の耐震サポーター登録制度及び金融機関による融資に関して周知や情報提供を行っております。</p> <p>なお、他市の先進事例について、調査、研究してまいります。</p>
<p>その他、全体を通して</p>	<p>熊谷市が「災害に強く、財政にも強い自治体」となるため、計画案の全面的再設計を要望します。</p>	<p>御意見ありがとうございます。市民の安全・安心を守るという観点から、耐震化の重要性についての御認識は大変ありがたく思います。</p> <p>その上で、本計画の性格・位置付けについて御理解いただくため補足させていただきます。本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、既存建築物の耐震化を促進するための目標と施策を定めるものです。いただいた御意見は今後業務の参考とさせていただきます。</p>